

第3節 都市計画区域及び準都市計画区域外の開発行為

都市計画法

第29条

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) 前項第3号・第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為

都市計画法施行令

(法第29条第2項の政令で定める規模)

第22条の2 法第29条第2項の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

1 法第29条第2項の趣旨

都市計画区域及び準都市計画区域外の区域において、1ha以上の開発行為は、一定の市街地を形成すると見込まれるため、都市的な土地利用と位置づけることができるとの考え方から、開発許可制度を適用させる必要があります。

2 農林水産業用施設のための開発行為

本項第1号に規定する開発行為は、本項の許可を受ける必要はありません。

本号に該当する開発行為は、前節2市街化調整区域等における農林水産業用施設のための開発行為（法第29条第1項第2号）に掲げるものです。

3 その他の開発行為

本項第2号の規定に適合する開発は、本項の許可を受ける必要はありません。各号のそれぞれに該当する開発行為は、次に掲げるそれぞれを参考にします。

ア 前節3.公益上必要な建築物のための開発行為（法第29条第1項第3号）

イ 前節4.他法令等による開発行為（法第29条第1項第4号から第9号）

ウ 前節5.非常災害時の応急処置として行う開発行為（法第29条第1項第10号）

エ 前節6.通常管理行為、軽易な行為（法第29条第1項第11号）